

## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い 保険料の納付が困難な方への対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う収入の減少などにより、保険料の納付が困難になった場合は、個別にご相談に応じます。

なお、厚生労働省からも保険料納付に関して適切に運営するようとの事務連絡がありましたので、保険料納付が困難な方は必ず下記お問合せ先へご相談ください。

### 【お問合せ先】

国民健康保険料：福祉部国保・年金課（☎ 7 5 4 - 6 2 5 3）

介護保険料：福祉部介護保険課（☎ 7 5 4 - 6 2 2 8）

後期高齢者医療保険料：福祉部保険医療課（☎ 7 5 4 - 6 2 5 8）